

令和元年度 第3回 岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 令和元年12月13日(金)
10:00～

場 所 : エスポワールいわて中ホール

審 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha未満の林地開発許可(令和元年11月8日～令和元年12月12日)について

【資料No.1】

4 審議事項

(1) 二戸市白鳥字馬飼沢、二戸郡一戸町檜山字沼山及び九戸郡九戸村大字江刺家第1地割字新田地内の工場、事業場の設置(風力発電施設)及び道路の開設に係る林地開発許可について

【資料No.2】

5 閉 会

令和元年度 第3回 岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	摘 要
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長 委 員 委 員 委 員	佐藤 順一 川村 冬子 郷右近 勤 猪内 次郎	
事 務 局 岩手県農林水産部 森林保全課	総括課長 主任主査 主任主査 主 査 主 査 主 任 (静岡県派遣)	西島 洋一 石亀 竜太 溝上 賢太郎 岸上 潤 音喜多 陽子 野末 尚希	
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室	技術主幹兼 森林保全課長 主任行政専門員	中村 康之 佐々木 秀治	

【 報 告 事 項 】

10ha 未満の林地開発許可（令和元年 11 月 8 日～令和元年 12 月 12 日）

について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和元年 12 月 13 日

森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可について

森林審議会の意見を要しない10ヘクタール未満の林地開発については、令和元年11月8日開催の森林審議会林地保全部会で報告した以降、令和元年12月12日までに許可実績はない。

【 審 議 事 項 】

二戸市白鳥字馬飼沢、二戸郡一戸町檜山字沼山及び九戸郡九戸村大字江刺家第1地割字新田地内の工場、事業場の設置（風力発電施設）及び道路の開設に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和元年 12 月 13 日

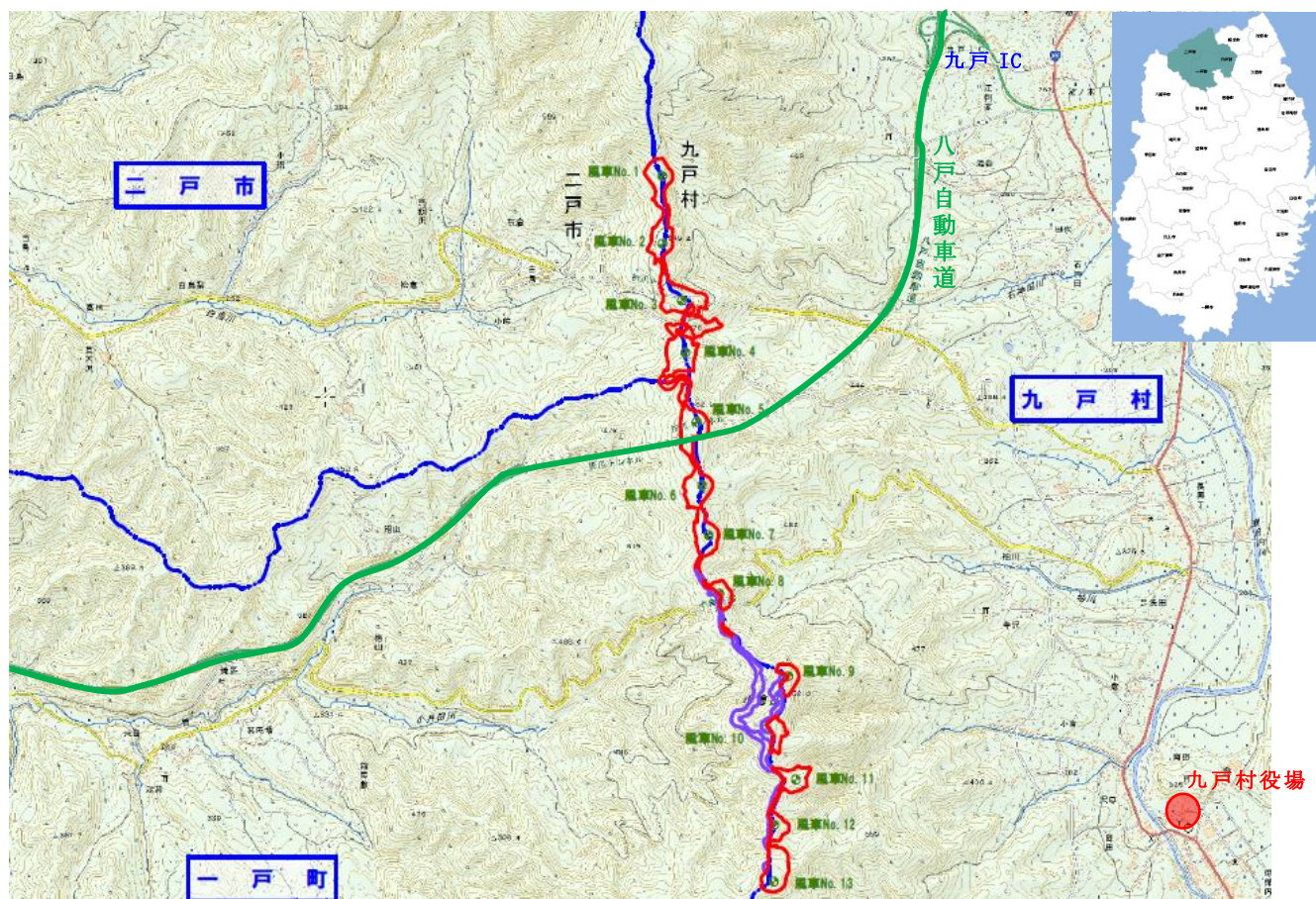
1 申請概要

申請者	住所氏名	東京都港区六本木六丁目 2 番 31 号六本木ヒルズノースタワー15 階 合同会社 JRE 折爪岳南 1
申請場所		二戸市白鳥字馬飼沢 36 番 9 ほか 7 筆 二戸郡一戸町檜山字沼山 83 番 267 九戸郡九戸村大字江刺家第 1 地割字新田 41-3 ほか 69 筆
申請の目的		工場、事業場の設置（風力発電施設）及び道路の開設
計画期間		令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日
申請面積		19.9185 ヘクタール（事業区域面積 33.9047 ヘクタール）

2 申請地の状況

位置	九戸村役場より西約 2.0km に位置し、南北に約 4.0km
標高、傾斜	標高 470～650m、傾斜 20～30 度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域は折爪岳南部から小倉岳にかけての稜線上で、二戸市、一戸町及び九戸村に位置する。 ・事業区域中央部を八戸自動車道が通っている。東側には国道 340 号線が南北に通っている。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域下流には一級河川白鳥川、小井田川、普通河川沼山川、石神田川、袖川川、小倉川、南小倉川が存在する。 ・事業区域周辺は森林に囲まれている。
林況	申請地の林況は広葉樹 80.4%（14～72 年生）、カラマツ 16.3%（24～66 年生）、スギ 1.4%（41～67 年生）、アカマツ 1.4%（33～65 年生）

位置図



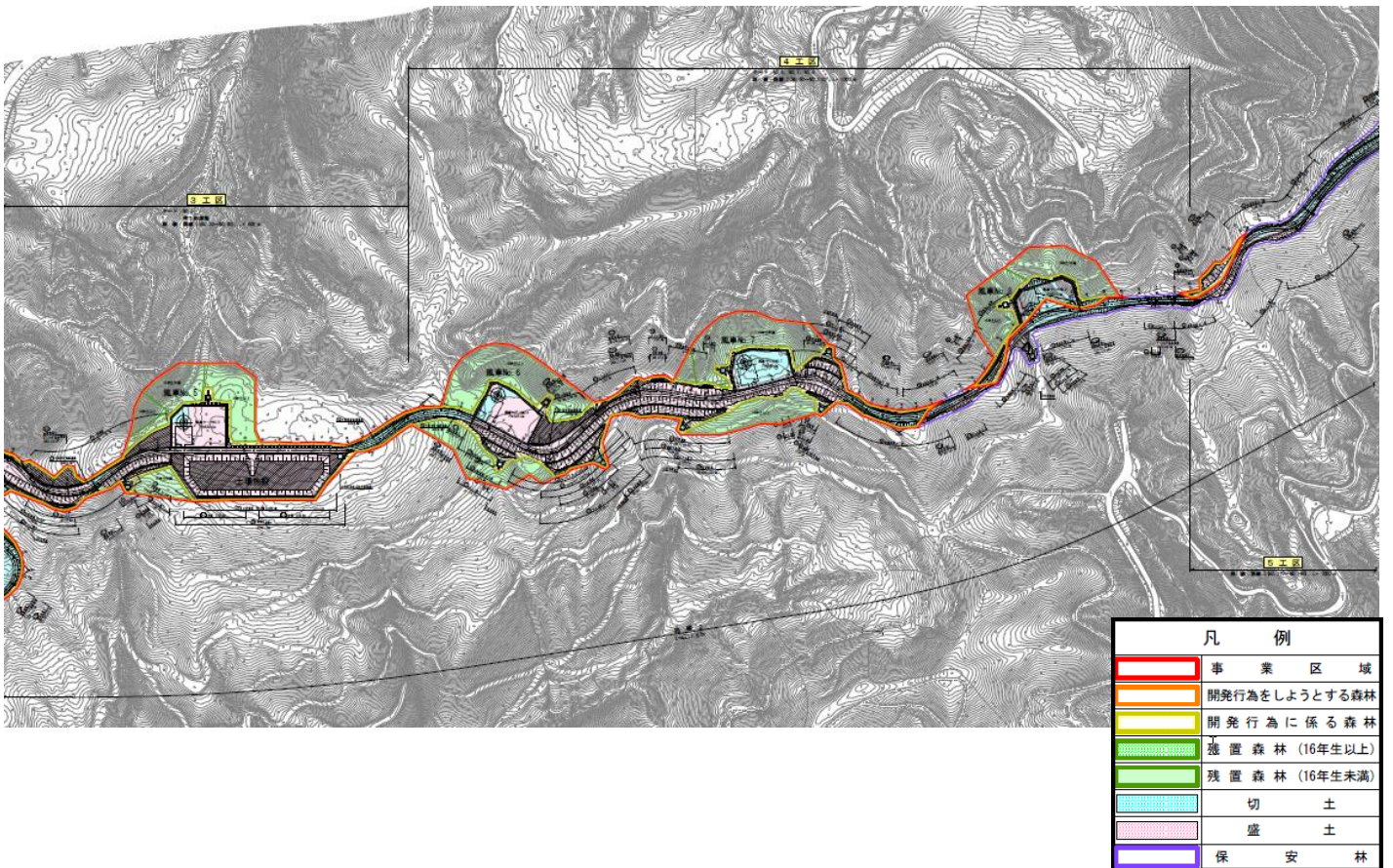
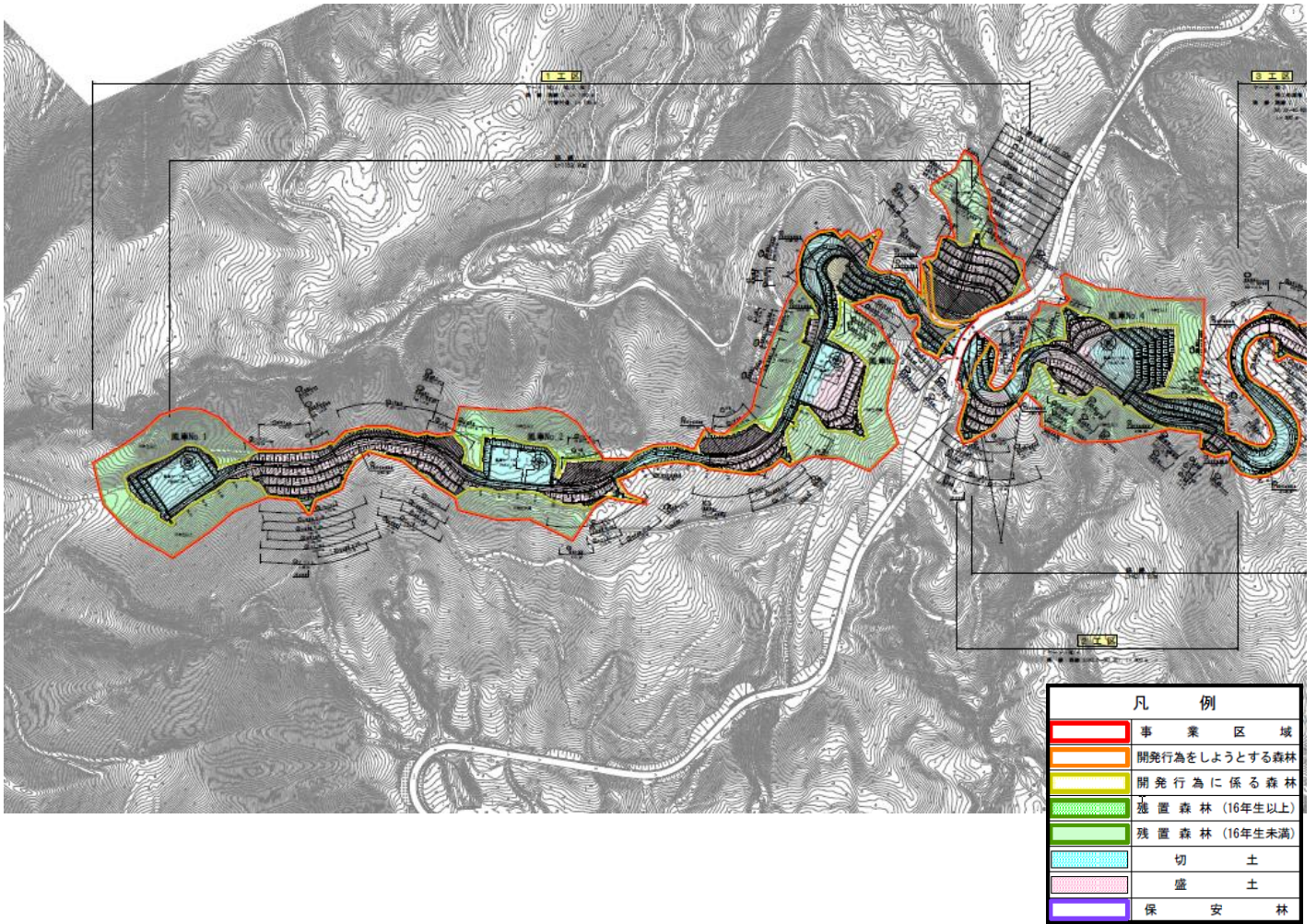
3 開発行為の概要

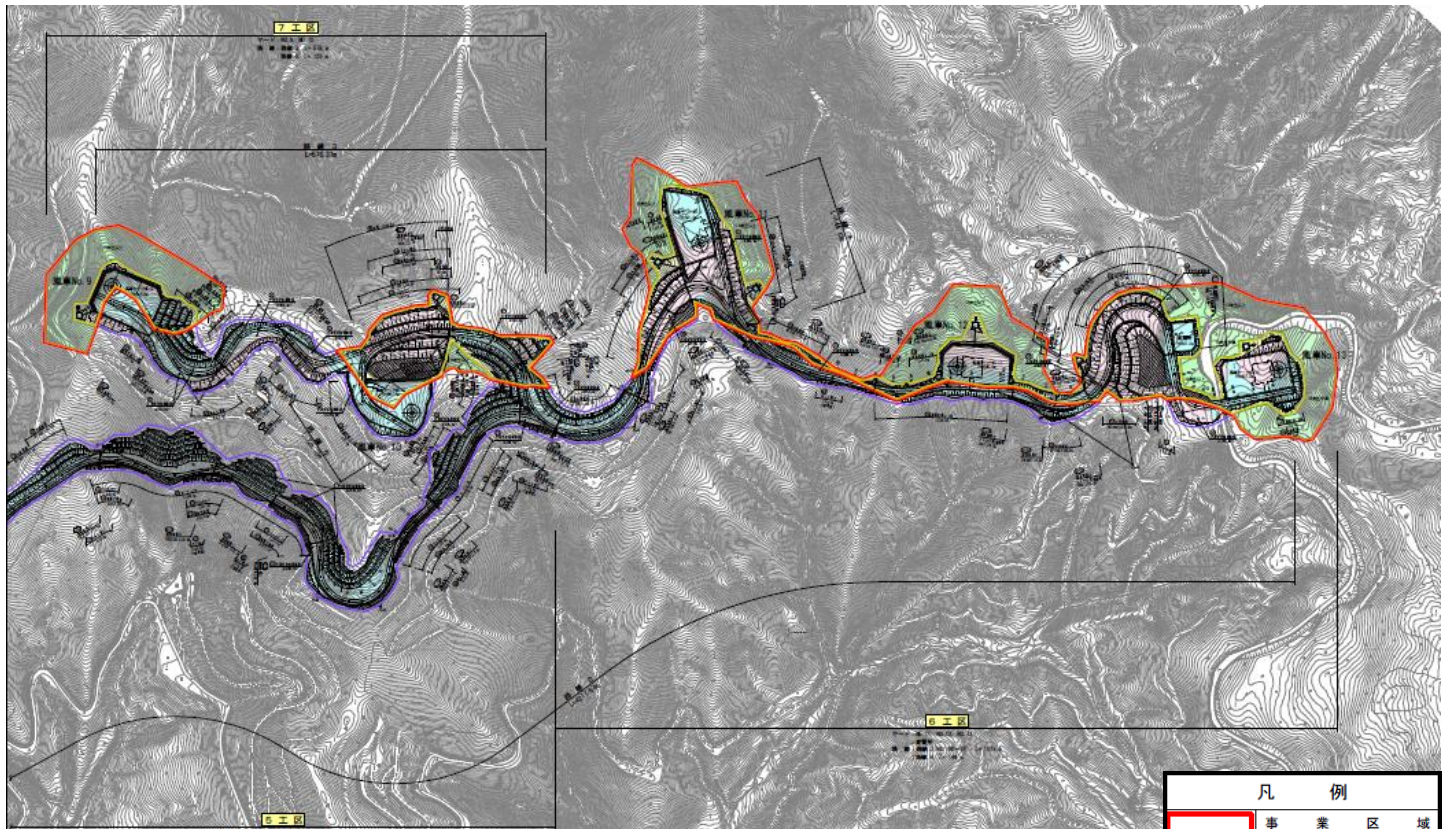
事業目的	風力発電施設の建設を目的として、工場、事業場の設置（風車施設用地）及び施設整備に必要な道路の開設を行うもの。				
開発面積等	単位：h a				
	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
		開発面積	残置面積	計	
33.9047	19.9185	13.7609	33.6794	0.2253	
主な工種	土工	切土 351 千m ³ 、盛土 352 千m ³			
	排水施設工	横断側溝 324m、道路排水側溝 1,819m、ポリエチレン管 313 m、補強土壁工 8,623 m ²			
	防災施設工	沈砂池 31 基			
	その他	風車基数 13 基 道路総延長 6,225m			
土地所有者と筆数	会社（2者）、個人（67名）、市町村（道のみ）、岩手県、合わせて80筆				

4 風力発電施設の概要

施設の出力	46.80MW（1MW=1000KW）
事業計画及び認可等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電力は、1KWh当たり税抜22円で電気事業者（東北電力（株））に20年間売電するもの。 ・売電開始予定年月日：令和5年1月 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>風力発電設備の認定 経済産業省認可 平成29年3月3日</p> <p>東北電力株の接続同意日及び接続契約日 平成29年5月31日</p> </div>

利用計画図





5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土 (1)勾配：高さ5m以下 1:0.8~1.0 高さ5~10m 1:1.0~1.2 (砂質土及び粘性土) (2)小段：高さ5mないし10m毎に水平巾1.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配 1:0.7~1:1.2(道路部分) ※土砂部 1:1.2 軟岩部 1:1.0 硬岩部 1:0.7 1:1.2(風車サイト部分) 高さ5m毎に幅1.5mの小段を設置	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が1.5mを超える場合には、原則として勾配が35度以下(1:1.4以上)であること。 (2)小段：原則として5m毎に幅1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配 1:1.8 高さ5m毎に幅1.5mの小段を設置	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	植生基材吹付、植生シート及び種子散布による法面保護を行う	○
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	沈砂池31基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	河川管理者との協議の結果、設置不要と判断。	—
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させ、上澄みのみを流下させるため、有効水深1.0m以上を確保	沈砂池31基の全てについて、有効水深1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 事業区域内における森林率おおむね25%以上	森林率 40.9% (>25%) 開発地の周辺におおむね30m幅の残置森林、造成森林を配置	○
(5) 一般的 事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 (所有権、地上権、賃借権、抵当権等)	土地所有者から地上権設定に係る契約を締結済	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	全体の事業費は16,500百万円を見込んでおり銀行からの融資を受けて開発を行うため、関心表明書を受領している。なお、事業費のうち林地開発(土地造成)費用は、1,500百万円を見込んでいる。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	二戸市、一戸町及び九戸村と風力発電事業に関する開発協定書及び残置森林等維持管理協定書を締結済。	○

5 開発計画及び審査結果（続き）

	【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	区域近隣に、直接影響を受けるものがないことから不要と判断。	—
--	--	-------------------------------	---

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

6 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意見
二戸市長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	<p>(1) 景観法 面積 3,000 m²を超える開発行為であるため景観法の届出が必要である。また、高さ 13m、軒高 9m、延べ床面積 1,000 m²のいずれかを超える建築物ごとに届出が必要である。</p> <p>(2) 国土利用計画法 全体の事業区域面積のうち、土地の地上権設定が契約書によるものであり、且つ対価が発生する土地の面積の合計が 10,000 m²を超える場合は大規模土地取引の届出が必要である。</p> <p>(3) 騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法・県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 当該区域は、上記の法令等に基づき定められた規制区域の区域外であるため許認可を必要とするものはない。</p> <p>(4) 周知の埋蔵文化財包蔵地（大峠Ⅱ藩境塚）に該当しているため、開発行為に先立ち、発掘届の提出が必要である。</p> <p>(5) 農地でないため、農地法上の規制なし。</p>
	開発協定等との関連	<p>令和元年 10 月 2 日に市と締結した残置森林等維持管理に関する協定書の内容を厳守すること。</p> <p>令和元年 9 月 6 に市と締結した開発協定書の内容を厳守すること。</p>
	市町村における地域開発構想等との関連	特になし
	地域住民の意向との関連	地域住民との意向・同意については、十分配慮すること。
	その他	<p>埋蔵文化財包蔵地については、令和元年 10 月 17 日付教文第 321 号で回答済みである。</p> <p>農地法上の規制はないが、周辺農地の営農に支障のないよう配慮されたい。</p>
一戸町長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	一戸町景観条例第 9 条に規定する届出をすること。
	開発協定等との関連	令和元年 7 月 4 日付けで締結した「開発協定書」及び「残置森林等維持管理に関する協定書」の内容を遵守すること。
	市町村における地域開発構想等との関連	関連なし
	地域住民の意向との関連	計画の実施に当たり、地域住民及び関係者に対し十分説明し理解と協力を得ること。
	その他	<p>接続する林道については、管理者と十分に協議をすること。</p> <p>埋蔵文化財の取扱いは「埋蔵文化財の有無およびその取扱いについて（回答）」（令和元年 10 月 16 日付け一教博第 50 号）を十分に配慮すること。</p> <p>災害（火災、水害、土砂災害等）の防止について十分に配慮すること。</p> <p>周辺の農地等に影響が及ばないように十分配慮すること。</p>

6 意見照会結果（続き）

意見照会先	開発規制法等	意見
九戸村長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	特になし
	開発協定等との関連	令和元年7月17日付けで締結した「開発協定書」及び「残置森林等維持管理に関する協定書」の内容を遵守すること。
	市町村における地域開発構想等との関連	特になし
	地域住民の意向との関連	計画の実施にあたり、地域住民及び関係者と合意形成を図り理解と協力を得ること。
	その他	<p>接続する林道については、管理者と十分に協議をすること。</p> <p>災害（火災、水害、土砂災害等）の防止について十分に配慮すること。</p> <p>周辺の農地等に影響が及ばないように十分に配慮すること。</p> <p>埋蔵文化財の取扱いは岩手県教育委員会事務局回答の「森林法第10条の2に基づく林地開発行為に係る意見について（回答）」（令和元年11月29日付け教生第1093号）により十分に配慮すること。</p>
県庁 環境保全課	国土利用計画法	<p>意見なし。</p> <p>【参考事項】</p> <p>一定規模以上の土地を売買等により取得する場合、また、地上権の移転又は設定に係る契約に際して、権利金その他一時金の授受がある場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要となります。（届出窓口は二戸市の土地については二戸市都市計画課、一戸町の土地については一戸町まちづくり課、九戸村の土地については、九戸村総務企画課です。）</p> <p>届出が必要な面積は、以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・その他の区域：10,000㎡以上
県庁 自然保護課	<p>自然公園法</p> <p>自然環境保全法</p> <p>岩手県自然環境保全条例</p> <p>鳥獣保護管理法</p> <p>県立自然公園条例</p>	<p>○岩手県自然環境保全条例</p> <p>特別地域、普通地域には該当しないが、開発面積により大規模開発行為に該当する可能性があることから、事前に相談及び必要な手続きを実施すること。</p> <p>【参考事項】</p> <p>○岩手県自然環境保全指針</p> <p>開発予定地は、岩手県環境保全指針による保全区分がCと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。</p> <p>また、事業実施区域には希少野生動植物が生息している可能性があることから、十分な調査を行うとともに、生息が確認された場合には、適切な保護・保全措置を講ずるよう努めること。</p>

6 意見照会結果（続き）

意見照会先	開発規制法等	意見
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	当該事業予定地には周知の埋蔵文化財包蔵地の「大峠Ⅱ藩境塚（JF11-1333）」、「白屋ヶ城藩境塚（JF21-0348）」が所在することと、事業面積が広大であり未周知の埋蔵文化財包蔵地が所在する可能性があることから二戸市教育委員会、一戸町教育委員会及び九戸村教育委員会と協議をしてください。
県北広域 振興局 農政部	農地法	意見なし。
	農業振興地域整備の整備に関する法律（農振法）	意見なし。
	参考事項	事業計画地のうち、九戸村長興寺第1地割字桜沢1-137については、九戸村から地番が確認できない旨報告がありましたので、再度精査をお願いします。 なお、その経緯について情報提供をお願いします。
県北広域 振興局 土木部 二戸 土木センター	景観法	景観法に基づく届について事前協議を行ったうえで届出を行うこと。
	建築関連法令	管理棟の建築物については、建築確認申請を行うこと。
	河川関連法令	提出された添付資料では、流域での影響が判断できない。
県北広域 振興局 保健福祉 環境部 二戸保健 福祉環境 センター	土壌汚染対策法	事業区域の盛土及び切土面積の合計が 3,000 m ² 以上の場合には、同法第4条第1項に基づく届出が必要であるため、遅滞なく届出を行うこと。（届出先：県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター環境衛生課） なお、届出に関しては、事業着工日の 30 日前が提出期限であること。
	参考事項	沈砂池の容量については、十分な量を設定し、濁水が公共用水域へ流出しないよう、十分配慮すること。 周辺地域住民等から苦情があった際には、その解決に向けて誠意を持って対応すること。

衛星画像

